

入札談合の防止について

国土交通省
平成19年3月8日

入札談合、とりわけ官製談合はあってはならないことである。

しかしながら、地方公共団体発注工事での談合事件が相次ぐ中、本日、国土交通省発注の水門設備工事に関して元職員が入札談合に関与したとし、公正取引委員会から国土交通省に対し、官製談合防止法に基づく改善措置要求がなされた。

このような事態は、国民の貴重な税金を原資として行われる公共事業に対する国民の信頼を根底から損なうものであり、極めて遺憾と言わざるを得ない。

公共工事における入札談合等の不正行為を排除するため、独占禁止法や官製談合防止法が改正・強化されるなど政府全体として取り組んできたところである。また、国土交通省としても、特に平成17年の鋼橋上部工事における大規模な談合事件以降、さらにその取り組みを強化してきているところである。

今般の国土交通省発注の水門設備工事に係る入札談合については、鋼橋上部工事における大規模な談合事件以前の行為であり、また、今回の事件を受けて講すべき全般的な再発防止対策については、入札談合防止対策検討委員会において詳細な事実関係や背景、原因などの調査に基づいて検討することとしている。

しかしながら、地方公共団体での談合事件が続発する中、国土交通省直轄の水門設備工事について改善措置要求がなされた事態を深刻に受け止め、当面まず取り組むべき対策が同委員会において別添のとおりとりまとめられたところである。国土交通省としては、これらの対策を速やかに実施に移し、入札談合の防止に全力で取り組む。

当面の入札談合防止対策について

入札談合防止対策検討委員会

入札談合、とりわけ官製談合を防止するためには、まず発注者側職員が入札談合等関与行為を行うことのないよう、改正された官製談合防止法の遵守の徹底など、日常業務におけるコンプライアンス（法令遵守）の強化・徹底を図る必要がある。

同時に、事業者側における入札談合等の不正行為を排除するため、競争性・透明性を高める入札方式の改善や入札談合を行った場合のペナルティの強化を行う必要がある。

1. 国土交通省におけるコンプライアンスの徹底

(1) 職員の意識改革

コンプライアンスに対する職員の徹底した意識改革を行うため、幹部職員をはじめ入札契約に關係する職員を中心に、業務内容や職責に対応したきめ細かいコンプライアンスに関する講習、研修を実施するとともに、発注者綱紀保持マニュアルを作成し、周知徹底する。

また、入札談合に係る法令違反行為を行った場合には、厳しい懲戒処分、損害賠償請求を行うことを周知徹底する。

(2) 職員からの通報制度の整備

秘匿性の高い「コンプライアンス窓口」を内部及び外部に設置し、入札契約に關連して法令等に違反するおそれのある行為について、通報者の保護をはじめ通報しやすい環境を整備して、通報を受け付け、是正措置を講ずるような仕組みを創設する。

(3) 外部からの不当な働きかけの防止

職員が、入札契約に関連して、退職者あるいは企業関係者から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、その概要を記録し、所属長に報告させるとともに、働きかけの内容及びそれに対する対応は公表する。

このため、発注者綱紀保持マニュアルにおいて、退職者あるいは企業関係者との対応方法を規定するとともに、不当な働きかけを受けた場合の取り扱いについても明記する。

(4) 監察・監査体制の強化・充実

監察・監査について、通常の業務監察・監査と別に、入札契約における不正行為の監視を行うとともに、そのために必要な体制の強化を行う。

また、入札監視委員会について、抽出案件の審議を増やすなど活動を充実する。

(5) 工事発注組織の見直し

① 人事管理の見直し

直轄工事の発注部署において、閉鎖性、特殊性を生む要因と指摘されるこれまでの採用試験区分等による人事管理を改め、一体的な人事管理・人事交流の促進を行う。この場合において、専門性の確保にも配慮するとともに、特に、談合に関与したとされる機械設備担当部門においては、異なる職種の職員を組み合わせて配置することとする。

また、入札契約に関する同一の職に同一の職員が連續して長期間従事することが、企業との癒着を生む要因になり得ることから、同一の職の長期従事を抑制する。

② 組織の見直し

地方整備局、事務所等において、施設の設計・積算担当組織と、受注業者の選定に係る技術的検査・審査を行う組織を分離するなど、発注過程における組織内部のチェック機能の向上を図る。

(6) 法令違反に対する厳正な対処

入札談合に係る法令違反行為を行った職員については、懲戒処分、損害賠償請求等を厳正に行う。

また、入札談合に係る法令違反行為を行った職員に対する処分基準を明確化する。

2. 競争性・透明性の向上のための入札方式の改善等

(1) 多様な発注方式の採用

水門設備工事など機械・設備工事の中には、専門性が高く設計業者よりメーカーに総合的ノウハウが蓄積されている場合があること、受注可能な事業者が限られていること、設計と施工がより密接に関連していることなどの特殊性を有するものがある。

このため、より競争性・透明性を高める観点から、上記の特殊性を有する工事の態様等に応じて、詳細設計付き施工発注方式、設計施工一括発注（デザインビルド）方式※、本体・設備一括発注方式※など、多様な発注方式を導入する。また、必要に応じ、技術や法令に関する支援等を行うため、CM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用を図る。

※ 単独事業者への発注及び企業グループへの発注を含む。

(参考) 多様な発注方式の例

・詳細設計付き施工発注方式

構造の細部の設計及び実際の施工に必要な仮設等の設計を工事と同時に契約する方式

・設計施工一括発注（デザインビルド）方式

構造物の形式や構造の検討などの設計を工事と同時に契約する方式

・本体・設備一括発注方式

複数の種別にまたがる工事（例えば、水門扉等の機械設備と樋門本体等の土木構造物を一体的に施工するなど）を一括して契約する方式（異工種建設工事共同企業体の活用が考えられる）

・CM（コンストラクション・マネジメント）方式

コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行う方式

（2）一般競争方式の拡大

災害復旧工事や小規模な工事を除き、一般競争方式へ段階的に移行するとともに、あわせて総合評価方式の拡充や入札ボンドの導入など不良不適格業者の排除等を図るための条件整備を行う。

なお、水門設備工事については、平成19年度当初から原則すべての工事について一般競争方式へ移行する。

一般競争方式への移行の考え方（案）

- ・平成19年度中に1億円以上まで拡大
(これ未満のものも積極的に試行)
- ・平成20年度中に6000万円（土木建築工事でCランク）以上まで
拡大（これ未満のものも積極的に試行）

(参考) 一般競争方式の対象範囲の拡大の経過

- ・一般競争方式の対象範囲
 - 平成17年度上期まで 7. 3億円以上
 - 平成17年度下期 3億円以上
 - 平成18年度 2億円以上（同未満も試行）

3. ペナルティの強化

入札談合等不正行為に対するペナルティについては、鋼橋上部工事における談合事件等を踏まえて強化された現行ペナルティを厳格に適用することが肝要であるが、さらに、今後の入札談合事件の排除のため、建設業法に基づく営業停止処分、発注者として行う指名停止措置などのペナルティの強化を行う。

ペナルティ強化の考え方（案）

建設業法に基づく営業停止処分

代表役員が独占禁止法・刑法談合の刑事罰を受けた場合の営業停止期間を、法律上の上限である1年とする。

また、その他の場合の営業停止期間についても倍増するとともに、地域限定の廃止（処分に係る対象地域を全国に拡大）。

発注者として行う指名停止措置

重大な独占禁止法違反行為等における指名停止期間を現行の

1. 5倍相当とし、その最長期間を24カ月から36カ月に延伸。

これに関連して、関係省庁において、予算決算及び会計令並びに地方自治法施行令における競争入札参加資格の停止期間を現行の2年から3年に延伸することについて、検討中。

(参考) これまでに行ったペナルティ強化の例

<鋼橋上部工事の談合事件を受けた対策>

- ・大規模な談合に対する指名停止措置の強化（最長期間 12月 → 24月）
- ・違約金特約条項の強化 （大規模・悪質な場合 10% → 15%）
- ・建設業法上の監督処分の強化 （再犯加重期間 3年 → 10年）

<独占禁止法の改正>

- ・課徴金の引き上げ （製造業の大企業 6% → 10%）

4. 再就職の見直し

再就職については、鋼橋上部工事における談合事件を踏まえた措置を引き続き実施するとともに、今般の水門設備工事に係る談合事件に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、当事者である本人及び関係会社の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。

(参考) 鋼橋上部工事における談合事件を踏まえた自粛措置

- ① 指定職経験者については、退職後5年を経過するまでの間は、当事者である本人及び関係会社の理解を得て、国土交通省発注の公共工事の受注実績を有する企業への再就職について自粛を要請する。
- ② 国土交通省との間で密接な関係があるとされる営利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業においては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請する。
- ③ 本省、地方整備局等において、早期退職慣行是正のための取組みを実施する。